

松戸市
障害者総合支援法等
サービス支給決定基準

令和5年4月版

松戸市 福祉長寿部 障害福祉課

【 目 次 】

第1章 支給決定基準の作成	1
1 基本的な考え方	2
2 介護保険制度該当者の取扱い	2
3 重症心身障害者の判断基準	2
4 2人派遣（介助）の取扱い	2
5 単身世帯、準単身世帯の取扱い	3
6 標準支給量以上の支給（特例的支給）を行う場合	3
第2章 障害福祉サービス等の事業概要	4
1 障害を有することの確認方法一覧	4
2 障害福祉サービス等一覧	5
3 介護給付の内容及び支給対象者	6
（1）居宅介護（身体介護中心）	6
（2）居宅介護（家事援助中心）	7
（3）居宅介護（通院介助身体介護を伴うもの）	9
（4）居宅介護（通院介助身体介護を伴わないもの）	10
（5）居宅介護（通院等乗降介助）	11
（6）重度訪問介護	11
（7）行動援護	12
（8）同行援護	13
（9）重度障害者包括支援	14
（10）短期入所	15
（11）療養介護	16
（12）生活介護	17
（13）施設入所支援	18
4 訓練等給付の内容及び支給対象者	18
（1）自立訓練（機能訓練）	18
（2）自立訓練（生活訓練）	19
（3）宿泊型自立訓練	19
（4）就労移行支援	19
（5）就労継続支援A型	20
（6）就労継続支援B型	21
（7）就労定着支援	22
（8）自立生活援助	24
（9）共同生活援助（グループホーム）	25
5 地域相談支援事業の内容及び支給対象者	26
（1）地域移行支援	26
（2）地域定着支援	27
6 地域生活支援事業の内容及び支給対象者	27

(1) 移動支援事業	27
(2) 日中一時支援事業.....	31
(3) 訪問入浴サービス事業	31
7 児童福祉法（障害児通所支援）の内容及び支給対象者	31
(1) 児童発達支援.....	31
(2) 医療型児童発達支援.....	32
(3) 放課後等デイサービス	32
(4) 居宅訪問型児童発達支援.....	32
(5) 保育所等訪問支援.....	33
8 支給決定期間	34
(1) 松戸市における障害支援区分認定期間の取扱い	34
(2) 児童のサービス支給期間取扱い	34
(3) 介護給付サービス.....	35
(4) 訓練等給付サービス.....	35
(5) 地域相談支援事業.....	36
(6) 地域生活支援事業.....	36
(7) 児童通所支援.....	36
(8) 訓練等給付サービスにおける標準利用期間の考え方	37
(9) 地域相談支援事業における標準利用期間を延長する場合の考え方.....	38
9 各サービスの併給関係について	39
(1) 各サービスの併給関係一覧	39
(2) 日中活動系サービスの併給関係	40
(3) 共同生活援助（グループホーム）の特例.....	41
(4) 障害児通所支援の併給関係	42
(5) 介護保険制度利用者の居宅介護等サービスの上乗せ利用.....	42
(6) その他	42
第3章 資料編（各種調査票等内容）	43
1 重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票	43
2 サポート調査・給付時調査.....	44
3 同行援護アセスメント調査票	45
4 地域生活支援事業における日常生活の状況 聞き取り票（児者共通）	46
第4章 その他の付記事項	47

第1章 支給決定基準の作成

市町村が、支給決定基準の作成を行うにあたっての国が示した考え方は次のとおりであり、松戸市においても、これを勘案して作成することとする。

支給決定基準等の作成

(1) 介護給付費等

市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。

ア 支給決定基準の定め方

支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。

イ 支給決定基準の位置付け

支給決定基準を定める形式（規則、要綱、要領等）は、市町村が適当と判断するところによるが、定められた基準は、形式の如何にかかわらず行政手続法第5条に規定する審査基準（支給申請に対する決定処分を行う際の基準）に位置付けられる。また、都道府県が支給決定障害者等から市町村が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合は、都道府県は、基本的には、当該市町村の支給決定基準に照らして審査を行うこととなる（都道府県の不服審査基準になる）。

(2) 地域相談支援給付費等

地域相談支援給付費等についても、介護給付費等の支給決定の場合と同様に、障害者の心身の状況や置かれている環境等の勘案事項を基礎に支給の要否等についてあらかじめ地域相談支援給付費決定の基準を定めておくことが適当である。

(3) 支給決定案又は地域相談支援給付費決定案に対する意見

市町村は、個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）等を行う必要がある場合には、市町村は、支給決定案又は地域相談支援給付費決定案とともに、支給決定基準等と乖離する支給決定案又は地域相談支援給付費決定案を作成した理由を附して市町村審査会へ諮ることが適当である。なお、市町村は予め「非定型」の判断基準等を決めておくことが望ましい。

(4) 審査会の意見聴取

市町村は、作成した支給決定案又は地域相談支援給付費決定案が当該市町村の定める支給決定基準等と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として市町村審査会に意見を求めることができる。

市町村審査会は、当該支給決定案又は地域相談支援給付費決定案の内容や作成した理由等の妥当性を審査し、当該支給決定案又は地域相談支援給付費決定案等について審査会の意見を市町村に報告する。なお、市町村審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聴くことができる。

以上の点を踏まえて、松戸市の「支給決定基準」を、ここに定める。その際、全サービスについての共通的・基本的な考えは、以下のとおりとする。

1 基本的な考え方

- ①支給決定基準は、適切な支給を行うことを前提として、これまでの支給量をできるだけ保障することを基本とする。
- ②支給決定基準量は基準時間の範囲内で必要な時間を勘案して決定するものであり、一律に支給するものではないものとする。
- ③支給決定基準は、「標準的基準」と最大基準としての「特例的基準」を設定する。「標準的基準」は支給決定時に基準となる支給量である。標準支給量を上回る支給量の申請があった場合は、利用実績に基づき、課内協議の上、必要に応じて認定審査会の意見聴取をおこない、市が必要であると判断した場合、最大基準である「特例的基準」にある支給量へ変更することが可能である。
- ④「特例的基準」を超える支給量を希望している場合は、認定審査会に意見聴取を行い、課内で協議する。
- ⑤標準利用期間が定められているサービスについて、法施行規則に定める標準利用期間を超える期間の支給決定の申請があった場合は、認定審査会の意見聴取をおこない、市が必要であると判断した場合に期間を延長することとする。（原則1回のみ。自立生活援助は除く。）
- ⑥サービス支給決定に際しては、サービス等利用計画等の作成が必要である。

2 介護保険制度該当者の取扱い

65歳以上または第2号被保険者で特定疾病がある方は、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付または地域支援事業を優先して受けることとなる。ただし、みなし2号（生活保護）の場合は、生活保護の他法優先の観点から障害福祉サービスが優先となるため、この限りではない。

3 重症心身障害者の判断基準

重症心身障害に該当するか否かの判断は、次の3項目の全てが該当する場合とする。

- ①重度の知的障害であること
～療育手帳の障害程度が最重度又は重度に該当する「A」であること。
ただし、知的障害の程度が中度に該当し、身体障害1～3級の合併により「A」（重度）と判定されている者を除きます。
- ②重度の肢体不自由であること
～身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級に該当する者であること。
（肢体不自由以外の身体障害との合算により1，2級となっている場合は除き、肢体（体幹及び四肢）に重度の障害があるものを対象とする。）
- ③歩行が困難であること
～障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」が、「出来ない」に該当する者であること。

4 2人派遣（介助）の取扱い

やむを得ず、2人の従業者による支援が必要とされる場合の取扱いは、国の方針を踏まえ、以下のとおりとする。

- ①利用者の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合。
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③その他利用者等の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる場合。

【例】

- ・体重が重い利用者の入浴や排泄の介助
- ・ヘルパー一人では利用者に激しい痛みが伴う危険性がある場合

【その他留意事項】

- ・福祉用具の活用や生活スタイルの見直しを併せて検討すること。
- ・支給決定基準量については、2人介護も踏まえたものであるため、2人派遣が認められた場合であっても、単に2倍の支給量とはならないことに留意すること。
- ・全てのサービス提供時において2人派遣を認めるものではない。
- ・受給者証に「2人介護可」と記載されている場合に算定できる。

5 単身世帯、準単身世帯の取扱い

「単身世帯」「準単身世帯」の取扱いは以下のとおりとする。

「単身世帯」

サービス利用者が単身で生活している世帯とする。住民票上同一世帯であっても、生活実態上サービス利用者が単身で生活している場合を含む。逆に、住民票上別世帯であっても実際は同居しており、介護をおこなっている場合は含まない。

「準単身世帯」

同居の家族が疾病や障害、要介護状態、その他やむを得ない理由（就労等で長時間にわたり日中不在であり、事実上日中独居である場合や、介護放棄等の為、同居していても適切な支援が得られない場合など）の為、支援を要す世帯とする。疾病や障害等については、単に障害者手帳の所持により認めるものではなく、実際に家事ができない状態かどうかを確認する。

6 標準支給量以上の支給（特例的支給）を行う場合

サービス支給決定で特例的支給を行う場合には、事前に障害福祉課へ相談した上で、計画の中に特例的支給の内容や支給に至った経緯を記載する。また、あくまで特例で認められた支給であるため、更新の際には再度障害福祉課への相談した上、更新後も特例的支給が必要な理由を計画の中に記載する。

第2章 障害福祉サービス等の事業概要

1 障害を有することの確認方法一覧

国の事務処理要領を踏まえ、以下の取扱いにより確認する。

区分	障害種別	確認方法
障害者 (18歳以上)	身体障害	身体障害者手帳
	知的障害	①療育手帳 ②更生相談所の意見
	精神障害	①精神障害者保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る） ③障害年金の証書等 ④特別障害給付金の支給通知等 ⑤医師の診断書又は意見書（原則として主治医が記載したもの。障害福祉課に書式があるが、下記のことが記載されていれば任意様式で可能。） ●医療機関名 ●医師の署名及び押印 ●本人氏名、生年月日、住所 ●障害または疾病名 ●国際疾病分類 ICD-10 コード
	難病患者	①特定疾患医療受給者証 ②医師の診断書又は意見書
障害児 (18歳未満)		①身体障害者手帳又は療育手帳 ②児童相談所の意見 ③教育指導課の通知（特別支援学級や情緒学級が適当という通知） ※ただし、学校等が独自で発行している通知は対象外 ④特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の証書 ⑤精神障害者保健福祉手帳 ⑥医師の診断書又は意見書（医師の「署名」または「記名及び押印」のあるもの。障害福祉課に書式があるが、任意様式で可能。必ずしも診断名を有していなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。） ⑦自立支援医療（精神通院）受給者証 ⑧小児慢性特定疾患受給者証 ⑨医療機関が行った発達検査の結果 ⑩その他障害があると認められる公文書等

※補装具、日常生活用具の取扱いは別途有。

2 障害福祉サービス等一覧

サービス名		障害支援区分の要否※	受給者証の要否	受給者証の色※	
障害者総合支援法関係サービス（障害福祉サービス）	介護給付・訓練等給付	訪問系・その他	身体介護	要	むらさき色
			家事援助	要	
			通院介助（身体介護伴う・伴わない）	要	
			通院等乗降介助	要	
			重度訪問介護	要	
			同行援護	否	
			行動援護	要	
			短期入所	要	
			重度障害者包括支援	要	
			就労定着支援	否	
	自立生活援助	否	要		
	日中活動系	療養介護	要	要	
		生活介護	要	要	
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	否	要	
		宿泊型自立訓練	否	要	
		就労移行支援・就労定着支援	否	要	
		就労継続支援（A型・B型）	否	要	
	居住系	共同生活援助（介護サービス包括型）	注）各事業所の	要	
		共同生活援助（外部サービス利用型）	規定による	要	
		施設入所支援	要	要	
	地域相談支援	地域移行支援	否	要	き色
		地域定着支援	否	要	
	地域生活支援事業※	地域活動支援センター	否	否	ピンク色
		移動支援事業	否	要	
		日中一時支援事業	否	要	
		訪問入浴サービス事業	否	要	
児童福祉法関係サービス	障害児通所支援	児童発達支援	否	要	オレンジ色
		医療型児童発達支援	否	要	
		放課後等デイサービス	否	要	
		居宅訪問型児童発達支援	否	要	
		保育所等訪問支援	否	要	
	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	都道府県（児童相談所）による取扱いとなる。		
		医療型障害児入所施設			

※障害支援区分認定の必要はないが、各種聞き取り等が必要となる（地域活動支援センターを除く）。

児童（18歳未満）についても別途聞き取り等が必要。それぞれ詳細は別記参照のこと。

3 介護給付の内容及び支給対象者

(1) 居宅介護（身体介護中心）

サービス内容	<p>障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>【具体例】</p> <p>①排泄介助</p> <p>②食事介助</p> <p>③全身浴、部分浴、清拭、身体整容</p> <p>④移乗、居宅内での移動介護</p> <p>⑤起床、就寝介助</p> <p>⑥特段の専門的配慮をもって行う調理</p> <p>医師の指示等に基づき、そしゃく力や、嚥下障害に配慮した調理や、腎臓食、糖尿食など、献立作りから、指示カロリーや塩分の量が計算されている調理。単なるミキサー食やトロミ食は含まない。</p> <p>⑦利用者の自立生活支援の為の見守りの援助（共に行う家事）</p> <p>自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等。利用者の自立につなげるために、一緒に調理、掃除、洗濯等をおこない、見守り、声かけ、安全確認などを行う。単に一緒に家事を行うことや、単なる促しは含まない。以下例示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人のすぐそばについて安全の確保ができる状態（手がすぐに出せる状態や火や刃物の取扱い等に目が離せない場合） ・本人と共に行う際に一つずつ介助や指導が必要な場合（手取り足取りの介助や指導）
支給量 (算出根拠)	<p>区分1・・・10時間（1時間×2日×5週）</p> <p>区分2・・・10時間（1時間×2日×5週）</p> <p>区分3・・・15時間（1時間×3日×5週）</p> <p>区分4・・・30時間（1.5時間×4日×5週）</p> <p>区分5・・・47時間（1.5時間×31日）</p> <p>区分6・・・62時間（1時間×2回×31日）</p> <p>特例的基準支給量・・・92時間（下記注意点参照）</p>
対象者	<p>障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態（第3章の2『障害児の調査項目（5領域11項目）』を参照））であり、在宅において重度の障害のため、日常生活上、起居、食事、排せつ、入浴、買い物などに介護を要する者。</p>
注意点	<p><保護者不在時に18歳未満の障害児が身体介護を利用する場合></p> <p>保護者の就労を理由とした保護者の不在時のサービス支給については、基本的に不可（厚生労働省確認済）。</p> <p>保護者が帰宅してからできることは、不在が理由でサービスを入れることはできない。保護者がいても困難である、という点においてはサービスを導入することは可能。ただし、介助も行わず、ただ見守りを行うだけ、というのはサービス提供にならない</p>

	<p>いため利用不可。</p> <p><特段の専門的配慮をもって行う調理></p> <p>支給決定の際には、障害福祉課に事前相談が必要。医師の指示を受けていること、管理栄養士が献立表を作成しているなど、内容や経緯を計画に記載する。</p> <p><共に行う家事></p> <p>●家事の見守り、分担について</p> <p>家事のアドバイス等、単純な見守り、声かけだけでは家事援助となる。ここで言う見守りとは、ADL 向上や維持、安全の確保を目的としており、危険がないよう、いつでも介助できる体制である必要がある。</p> <p>また、本人とヘルパーで家事を分担するだけでも、家事援助となる。</p> <p>●買い物同行</p> <p>一緒に買い物に行っても、商品選定のアドバイスを行うだけであれば家事援助となる。ふらつきがある人や、行動障害による体の支えが必要な場合、車いすによる移動が必要な場合等、身体的な介助が必要な場合が身体介護の対象となる。</p> <p><特例的基準の要件></p> <p>単身世帯または準単身世帯で・単身世帯又は準単身世帯で入浴や移乗介助に 2 人派遣を要し、市が必要と判断した場合。事前に障害福祉課へ相談が必要。また計画に特例支給の理由について明記する。</p> <p>・算出根拠：62 時間（区分 6 基準時間）＋下記時間＝計 92 時間</p> <p>1 時間／日×2 人×15 回／月＝30 時間／月（入浴 2 人介助で週 3 回を想定）</p>
--	---

(2) 居宅介護（家事援助中心）

サービス内容	<p>居宅において、単身世帯または準単身世帯の利用者であって、家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して行われる調理、洗濯、掃除、買い物等の援助。</p> <p>【利用できる例】</p> <p>①家事（掃除、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の補修、調理、配膳下膳）</p> <p>②日用品の買い物（ヘルパー単独）、薬の受け取り（ヘルパー単独）</p> <p>③日用品の買い物同行（簡単な助言だけで商品選定や支払ができる場合、安全の確保は必要ないが同行する場合など）←身体介護参照</p> <p>④育児支援 ※利用の際は事前に市へ相談すること。</p> <p>子どもに対する支援ではなく、保護者に障害があることで十分な育児ができない場合の支援。</p> <p>以下のア～ウ全てに該当する場合に個々の利用者と家族等の状況を勘案し、必要に応じて支給する。対象とする子どもは乳幼児（おおむね就学前）とする。</p>
--------	--

	<p>ア. 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合 イ. 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合 ウ. 他の家族等による支援が受けられない場合</p> <p>以下例示。市へ相談すること。</p> <p>ア. 沐浴、授乳、乳児の健康把握の補助等 イ. 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援 ウ. 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助 エ. 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理 オ. 利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い カ. 利用者（親）の子どもが 保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎 キ. 子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等</p> <p>【利用できない例】 利用者が不在時のサービス提供、大掃除、草むしり、ペットの世話、話し相手など。</p>
<p>支給量 （算出根拠）</p>	<p>区分１・・・１０時間（１時間×２日×５週） 区分２・・・１０時間（１時間×２日×５週） 区分３・・・１５時間（１時間×３日×５週） 区分４・・・２０時間（１時間×４日×５週） 区分５・・・３１時間（１時間×３１日） 区分６・・・３１時間（１時間×３１日） 特例的基準支給量・・・４６時間（下記注意点参照）</p>
<p>対象者</p>	<p>障害支援区分が区分１以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態（第３章の２『障害児の調査項目（５領域 11 項目）』を参照））であり、在宅において、家事援助（調理、洗濯、買い物及び掃除等の家事の援助）を中心とするサービスを必要とする者。</p>
<p>注意点</p>	<p><本人不在時の支援> ヘルパーが単独で行うサービスが多いが、利用者本人に対して行われる支援である。したがって、本人不在時に家事を行うことは不可。</p> <p><単身世帯以外の対応> あくまで利用者本人に対して提供されるものであるため、家族との共有部分（トイレ、リビング、キッチンなど）の掃除、家族分の洗濯、調理、買い物等は提供できない。また、利用者本人であったとしても、緊急性のない洗濯や買い物などは同居の家族が可能かどうか十分に検討する。</p> <p>同居の家族が要介護状態などで介護保険制度等のサービスを利用している場合は、サービス担当者会議等で調整した上で按分する形で利用できる。</p> <p><日常の家事以外の支援> 日常生活を送るための家事を行う支援であるため、大掃除や草むしり、ペットの世</p>

	<p>話は認められない。また、ヘルパーがただ話し相手になるだけ、というのもサービス提供には当たらないため不可。</p> <p><特例的基準の要件></p> <p>下記 5 点すべてに該当し、市が必要と認めた場合。事前に障害福祉課へ相談が必要。また計画に特例支給の理由について明記する。</p> <p>①知的または精神障害</p> <p>②単身世帯または準単身世帯</p> <p>③認定調査項目 2-8「金銭管理」が「部分支援」以上</p> <p>④認定調査項目 2-10「日常の意思決定」が「部分支援」以上</p> <p>⑤認定調査項目 2-3「入浴」</p> <p>認定調査項目 2-12「調理」</p> <p>認定調査項目 2-13「掃除」</p> <p>認定調査項目 2-14「選択」</p> <p>認定調査項目 2-15「買い物」</p> <p style="margin-left: 400px;">} いずれかが「部分支援」以上</p>
--	--

(3) 居宅介護（通院介助身体介護を伴うもの）

サービス内容	<p>主に通院時の支援だが、下記の対象範囲で支給可能。</p> <p>【対象範囲】</p> <p>①診療報酬を算定できる医療制度を利用する受診、リハビリなど。</p> <p>②官公署、指定相談支援事業所、障害福祉サービス利用に際する見学など。</p> <p>③金融機関での預金引き下ろし、選挙など。</p> <p>【具体例】</p> <p>病院等へ行く為の準備、交通機関への乗降、受診に関する手続きなど。</p> <p>【算定対象とならない例】</p> <p>①診察室内。</p> <p>②院内介助は基本的に病院側による対応となる為、原則算定対象外。</p> <p>医療機関の体制等によっては、サービス等利用計画への記入等により必要に応じて可能となる場合もあるが、具体的にどこに身体介護が必要かを明確にした上で市が必要と認めた場合に限り対応が可能。</p> <p>③保険外のマッサージなど、診療報酬を算定できないもの。</p> <p>④理美容、仕事、転院の際の利用、旅行、習い事など。</p> <p>* 院内介助について</p> <p>院内の介助は、算定対象とはならない。しかし、個々の身体・精神状態により介助が必要と判断した場合に、医療機関が利用者の院内における介助を行わず、他のサービス（ボランティア等）による支援が望めない場合に、下記を確認し、計画にその必要性を位置づけた上で市が必要と認めた場合に支給する。</p> <p>①精神・身体状況（行動障害がある等、介助や見守りが必要な状況を記録）</p>
--------	---

	<p>②医療機関の院内介助の体制の有無（無い場合は医療機関名、回答した担当者名を記録）</p> <p>③家族等の介護体制（家族等の援助が見込めない理由を記録）</p> <p>④他の代替サービスの検討状況</p>
支給量 (算出根拠)	<p>区分2～6 共通・・・25時間（週5時間×5週）</p> <p>※区分1は対象外</p> <p>※通院等乗降介助との併給不可</p>
対象者	<p>在宅において重度の障害のため、日常生活上で、特に通院時に身体介護を伴う介護を要する者。移動時の交通費等は別途自己負担となる。介護保険制度の利用者はそちらを優先的に利用する。</p> <p>○障害者の場合</p> <p>区分2以上、かつ、下記の障害支援区分認定調査項目で①～⑤のいずれか1つ以上認定されている者。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①「歩行」：できない ②「移乗」：できる以外 ③「排尿」：できる以外</p> <p>④「排便」：できる以外 ⑤「移動」：できる以外</p> </div> <p>○障害児の場合</p> <p>障害児支援区分（第3章の2『障害児の調査項目（5領域11項目）』）について「食事」「排泄」「移動」「行動および精神症状」のいずれかに該当する項目がある児童。</p>
注意点	<p><支給決定について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●単に心配だから、不安だからという理由ではなく、安全確保しつつ常時介助できる状態で見守りをおこなった場合に算定可能となる。 ●移動時の交通費は、ヘルパーの分も含め、利用者の自己負担となる。 <p><院内介助></p> <ul style="list-style-type: none"> ●院内介助を支給決定する際には、事前に障害福祉課への相談が必要。サービス利用計画等に、上記①～④の理由を必ず記載する。 ●院内介助を支給決定していたとしても、診察室内は算定対象外。 <p><身体介護伴う、伴わないについて></p> <p>移動支援等、他のサービスでも身体介護伴う、伴わないという区分が設けられているものがある。これらのサービスを2つ以上支給決定する場合、身体介護伴う、伴わないの区分は同じにしなくてはならない。</p> <p>NG例として、通院等介助は身体介護を伴う、移動支援は身体介護を伴わないという支給決定は同時にはできない。本人の身体介護が必要か不要か、という状態がサービスによって変わることはないため。</p>

(4) 居宅介護（通院介助身体介護を伴わないもの）

サービス内容	通院介助（身体介護を伴うもの）と同じ。
支給量	通院介助（身体介護を伴うもの）と同じ。ただし区分1も対象となる。

対象者	障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態（第3章の2『障害児の調査項目（5領域11項目）』を参照）であつて、在宅において、日常生活上で、特に通院時に援助を要し、日常生活動作は自立の者。
注意点	<p><支給決定について></p> <p>通院介助（身体介護を伴うもの）と同じ。</p> <p><身体介護伴う、伴わないについて></p> <p>通院介助（身体介護を伴うもの）と同じ。</p>

(5) 居宅介護（通院等乗降介助）

サービス内容	<p>通院などの際の乗車、後者の介助及び乗車前、降車後の移動の介助。</p> <p>ヘルパー自ら運転する車両への乗車または降車の介助。</p> <p>【具体例】</p> <p>①乗車前もしくは降車後の屋外における移動等の介助</p> <p>②通院先での受診等の手続き、移動等の介助。</p>
支給量 （算出根拠）	<p>区分1～6共通・・・30回（往復×週3日×5週）</p> <p>※通院等介助との併給不可</p>
対象者	<p>障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態（第3章の2『障害児の調査項目（5領域11項目）』を参照）であつて、在宅において重度の障害のため、日常生活上で、特に通院時に乗降介助を伴う介護を要する者。移送に係る費用は別途自己負担となる。</p>

(6) 重度訪問介護

サービス内容	<p>重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、老人介護保険施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他必要な支援を行う。</p>
支給量 （算出根拠）	<p>区分4～6共通・・・248時間（8時間×31日）</p> <p>※外出時の移動加算可能時間2時間×15日＝30時間／月を含む</p> <p>※区分1～3は対象外（ただし例外あり。下記対象者参照。）</p> <p>特例的基準支給量・・・372時間（12時間×31日）</p> <p>※単身世帯または準単身世帯で入浴や移乗介助に2人派遣を要し、市が必要と判断した場合。</p>
対象者	<p>障害支援区分が区分4以上（病院、診療所、老人介護保険施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6）であつて、下記（ア）（イ）のいずれかに該当する18歳以上の者。</p> <p>（ア）以下の①②のいずれにも該当する18歳以上の者。</p>

	<p>①二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されているもの。</p> <p>(イ) 543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である。(第3章の1『重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票』を参照)。</p> <p><その他の対象者></p> <p>現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。</p> <p>平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記(ア)(イ)の対象者要件に該当しない者のうち、下記①②のいずれにも該当する者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。</p> <p>①障害支援区分が区分3以上。</p> <p>②日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者。</p>
<p>注意点</p>	<p><入院中の利用について></p> <p>●支援の内容</p> <p>本人とのコミュニケーション支援を主としている。身体的な介助は入院している病院が行うものであるため、ヘルパーの支援として算定することは不可。利用の際には、下記①～③の聞き取りを行った上、障害福祉課に相談する。</p> <p>①入院している病院、入院日。</p> <p>②本人の状態（主にコミュニケーションの部分）。</p> <p>③必要な支援（本来病院がやるべきところまで支援していないか）。</p> <p>●支給条件の注意</p> <p>下記の①②両方に当てはまっている必要がある。</p> <p>①通常の重度訪問介護であれば区分4から利用可能だが、入院中は区分6でないと利用不可。</p> <p>②入院前から重度訪問介護を利用している必要があり、入院中に新規支給を行うことはできない。</p> <p>※入院中に当該サービスを利用をする場合には、障害福祉課に相談が必要。また、90時間を超える利用である場合も相談が必要。</p>

(7) 行動援護

<p>サービス内容</p>	<p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。</p>
<p>支給量 (算出根拠)</p>	<p>区分3～6共通・・・30時間（6時間×5日）</p> <p>※区分1，2は対象外</p>

	<p>特例的基準支給量・・・60時間（6時間×5日×2人）</p> <p>※2人派遣を要する等、安全上特に配慮を要すると市が判断した場合。</p>
対象者	<p>社会参加のための外出に支援が必要な者であって、以下に該当する者。</p> <p>(1) 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上である者。障害児にあつてはこれに相当する支援の度合である者（第3章の1『重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票』を参照）。</p> <p>(2) 重度訪問介護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者。</p>

(8) 同行援護

サービス内容	<p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。</p> <p>【利用できる例】</p> <p>① プール、イベント参加、コンサート、遊園地、ショッピング、銀行、郵便局、お見舞い、美容院、図書館など。</p> <p>② 障害福祉サービスを受ける為の施設見学、補装具制度の判定会など。</p> <p>③ 外出に伴う居宅内でのサービス（更衣等の身支度）。</p> <p>④ 通学、通所開始時における、利用者が1人で通えるようになるための、トレーニングを目的とする利用の場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。</p> <p>⑤ 介護者の疾病等やむを得ない理由により、通学、通所が困難となった場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。</p> <p>⑥ 在宅であれば、介護保険利用対象となっても利用可能。</p> <p>【利用できない例】</p> <p>① 通勤、通学、通所での利用。</p> <p>② ヘルパーがサービスを行っていないと考えられる時間帯（ヘルパーが運転する車に利用者が乗って移動している間など）。</p> <p>③ 障害福祉、介護保険、児童福祉法等の各サービスにおいて、施設に入所した場合。（共同生活援助の利用者は利用可能）</p> <p>④ 原則として、居宅から出発し、居宅へ戻るサービスであり、学校や施設等を出発、到着の拠点としない。</p> <p>・ サービス利用中の交通費や入場券などは、ヘルパー分も含めて基本的に利用者負担と考えられる。食事代などは、あらかじめ契約の段階で事業者と利用者で取り決めを行うことが望ましい。</p> <p>・ 事情により片道の支援となる場合は、ヘルパーの復路についてあらかじめ確認をとりたい。</p>
支給量 (算出根拠)	<p>区分1～6共通・・・30時間（3時間×10日）</p> <p>※区分なしでも利用可能</p>

対象者	<p>第3章の3『同行援護アセスメント調査票』の項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「移動障害」の点数が「1点以上」の者であって、以下の(1)(2)ともに該当する者。</p> <p>(1-1) 障害者の場合</p> <p>障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「支援不要」以外と認定された者。</p> <p>※障害支援区分は必要ない。</p> <p>(1-2) 障害児の場合</p> <p>障害児支援区分(第3章の2『障害児の調査項目(5領域11項目)』)について「食事」「排泄」「移動」のいずれかに該当する項目がある児童。</p> <p>(2) 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護の支給決定を受けていない者。</p>
注意点	<p>平成30年4月の法改正により、身体介護伴う・伴わないの分類が削除された。また区分も必要なく、訓練等給付にて支給可能となった。</p>

(9) 重度障害者包括支援

サービス内容	<p>常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。</p>
支給量 (算出根拠)	<p>区分6・・・63,400単位</p> <p>※区分6のみ該当。</p> <p>※国庫負担基準(介護保険対象者以外で、居宅介護、重度訪問介護または行動援護に係る支給決定を受けた者)に準じる。</p>
対象者	<p>障害支援区分が区分6(障害児にあつては区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者(調査項目「6-3-ア 意思の伝達」が「できる」以外となる者)であって、以下のいずれかに該当する者。</p> <p>I 類型(人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者)</p> <p>以下のいずれにも該当する者。</p> <p>①障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>②医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(3)麻痺」の「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」においていずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取り扱いとする</p> <p>③認定調査項目「1群 起居動作 寝返り(1-1)・「起き上がり(1-2)」又は「座位保持(1-3)」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>④認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター(5-6)」において「ある」と認定</p> <p>⑤認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション(3-3)」について「日常生</p>

	<p>活に支障がない」以外に認定</p> <p>II 類型（最重度知的障害者）</p> <p>以下のいずれにも該当する者。</p> <p>①概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認（A以上）</p> <p>②区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>③医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(3)麻痺」の「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」においていずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）</p> <p>なお、医師意見書「2. 身体の状態に関する意見」の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取り扱いとする</p> <p>④認定調査項目「1群 起居動作 寝返り(1-1)・「起き上がり(1-2)」又は「座位保持(1-3)」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>⑤認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション(3-3)」について「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>III 類型</p> <p>以下のいずれにも該当する者。</p> <p>①区分6の「行動援護」対象者</p> <p>②認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション(3-3)」について「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上（障害児においてはこれに相当する支援の度合）である者（第3章の1『重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票』を参照）。</p>
--	--

(10) 短期入所

サービス内容	居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他便宜を適切に行うことができる 施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行うこと。
支給量	区分1～6 共通・・・10日 特例的基準支給量・・・30日（下記注意点参照）
対象者	①障害支援区分が区分1以上である障害者 ②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児（障害児支援区分（第3章の2『障害児の調査項目（5領域11項目）』について「区分1」以上）
注意点	例外的な利用として、下記の点に注意する。 ①長期（連続）利用は30日を限度とする。 ※平成30年3月31日までの間に31日の利用実績がある利用者については、平成31年3月1日までの間は31日で支給決定を行うことができる。ただし、障害福祉課

	<p>に事前相談を行った上で、計画に理由を記載する必要がある。</p> <p>②年間利用日数については、180日を超えないようにしなければならない。</p> <p>※利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除く。障害福祉課に事前相談を行った上で、計画に理由を記載する必要がある。</p> <p><医療型短期入所要件></p> <p>○医療型短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）（Ⅴ）</p> <p>① 18歳以上の利用者で下記のいずれかに該当する者</p> <p>（ⅰ）区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている者</p> <p>（ⅱ）区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者</p> <p>（ⅲ）区分5以上であって、医療的ケアスコア16点以上の者</p> <p>（ⅳ）区分5以上であって強度行動障害があり医療的ケアスコア8点以上の者</p> <p>（ⅴ）区分5以上であって遷延性意識障害があり医療的ケアスコア8点以上の者</p> <p>（ⅵ）上記に準ずるものとして市町村が認める者</p> <p>② 障害児</p> <p>（ⅰ）重症心身障害児</p> <p>（ⅱ）医療的ケアスコア16点以上の障害児</p> <p>○医療型短期入所サービス費（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）（Ⅵ）</p> <p>区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に定める厚生労働大臣が定める基準に手起動すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等。ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）（Ⅴ）の算定要件に該当する場合を除く。</p>
--	--

(11) 療養介護

サービス内容	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。</p>
支給量	<p>区分5・6共通・・・原則の日数（当該月の日数）</p> <p>※1ヶ月の日数が31日の場合は31日/月、1ヶ月の日数が30日の月は30日/月で支給決定可能。</p>

対象者	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者。</p> <p>① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者。</p> <p>② 区分5以上に該当し、次のアからエまでのいずれかに該当する者。</p> <p>ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>イ 医療的ケアの判定スコア（基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。）スコアが16点以上の者</p> <p>ウ 強度行動障害であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>③ ①及び②に準ずる者として機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要する者であると市町村が認めた者</p> <p>④ 旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>
-----	--

(12) 生活介護

サービス内容	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p>
支給量	<p>区分2～6共通・・・原則の日数（当該月の日数－8日）</p> <p>※1ヶ月の日数が31日の場合は23日／月、1ヶ月の日数が30日の月は22日／月で支給決定可能。</p>
対象者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>③ 障害者支援施設に入所する者であって、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>
注意点	<p><介護保険制度該当者の取扱い（みなし2号は除く）></p> <p>65歳以上または第2号被保険者でサービス対象となる特定疾病がある方については、介護の申請を行い、デイサービスに移行していくことが望ましい。ただし、下記①②の両方にあてはまる場合には、介護保険制度の該当となっても例外的に生活介護</p>

	<p>の利用継続が認められる場合がある（障害福祉課へ事前相談が必要）。</p> <p>①リハビリを目的とした創作的活動を行っており、介護保険制度では賄えないサービスがある場合。入浴だけの場合など、介護保険制度で賄える場合には認められない。</p> <p>②介護保険制度に移行する前から継続で利用している方に限る。介護保険制度移行後の新規利用は認められない。</p> <p>※本来であれば、生活介護事業所側が共生型サービスの指定を受けることが望ましい。この取扱いは、事業所が共生型サービスの指定を取るまでの間とする。</p>
--	---

(13) 施設入所支援

サービス内容	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
支給量	区分3～6共通・・・原則の日数（当該月の日数） ※1ヶ月の日数が31日の場合は31日/月、1ヶ月の日数が30日の月は30日/月で支給決定可能。
対象者	以下のいずれかに該当する者。 ①生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者。 ②自立訓練又は就労移行支援を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者。又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。 ③生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 ④就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

4 訓練等給付の内容及び支給対象者

(1) 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
支給量	原則の日数（当該月の日数－8日） ※1ヶ月の日数が31日の場合は23日/月、1ヶ月の日数が30日の月は22日/月で支給決定可能。

対象者	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。</p> <p>②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。</p>
注意点	平成 30 年度の法改正により、身体障害、難病患者という制限がなくなった。

(2) 自立訓練（生活訓練）

サービス内容	<p>障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p>
支給量	<p>原則の日数（当該月の日数－8日）</p> <p>※1ヶ月の日数が31日の場合は23日／月、1ヶ月の日数が30日の月は22日／月で支給決定可能。</p>
対象者	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p> <p>②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p>
注意点	平成 30 年度の法改正により、知的障害、精神障害という制限がなくなった。

(3) 宿泊型自立訓練

サービス内容	<p>障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p>
支給量	<p>区分1～6共通・・・原則の日数（当該月の日数）</p> <p>※1ヶ月の日数が31日の場合は31日／月、1ヶ月の日数が30日の月は30日／月で支給決定可能。</p>
対象者	<p>自立訓練（生活訓練）の対象となる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。</p>
注意点	平成 30 年度の法改正により、知的障害、精神障害という制限がなくなった。

(4) 就労移行支援

サービス内容	<p>就労を希望する65歳未満の障害者または65歳以上の障害者（下記その他注意点参照）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産</p>
--------	---

	活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
支給量	原則の日数（当該月の日数－8日） ※1ヶ月の日数が31日の場合は23日／月、1ヶ月の日数が30日の月は22日／月で支給決定可能。
対象者	①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者または65歳以上の者。 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者。
暫定期間についての注意点	<基本的な流れ> 障害福祉課が2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定期間を設定する（本支給決定期間も含めて支給決定を行う）。 サービス提供事業所は、暫定支給決定期間内に実施した利用者の情報を、障害福祉課が定める日（暫定支給決定期間終了）までに、障害福祉課及び相談支援事業所（計画相談が入っている場合のみ）に提出する。下記の書類を情報として提出する。 ①アセスメント票 ②個別支援計画 ③個別支援計画に基づく支援実績及び評価 <支給決定の取消し> 暫定支給決定期間経過後、サービスを継続しても改善効果が見込まれないと判断された際には、暫定支給決定期間満了日までの間にサービスを終了し、支給決定の取消しを行う。取消しを行う場合には、連絡調整会議を開催し、利用者とその旨説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う。連絡調整会議には、利用者の他に障害福祉課、サービス提供事業者、相談支援事業者（計画相談が入っている場合）が参加する。また必要に応じて家族やその他関係機関の参加を要する。
その他注意点	65歳以上で新規で利用をする場合は、65歳に到達する前5年間、引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。ただし、入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。

(5) 就労継続支援A型

サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
支給量	原則の日数（当該月の日数－8日） ※1ヶ月の日数が31日の場合は23日／月、1ヶ月の日数が30日の月は22日／月で支給決定可能。

対象者	<p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の者または65歳以上の者（下記その他注意点参照）。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者。</p> <p>③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。</p>
暫定期間についての注意点	<p><基本的な流れ></p> <p>障害福祉課が2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定期間を設定する（暫定支給決定期間のみ支給決定を行う）。</p> <p>サービス提供事業所は、暫定支給決定期間内に実施した利用者の情報を、障害福祉課が定める日（暫定支給決定期間終了）までに、障害福祉課及び相談支援事業所（計画相談が入っている場合のみ）に提出する。下記の書類を情報として提出する。</p> <p>①アセスメント票</p> <p>②個別支援計画</p> <p>③個別支援計画に基づく支援実績及び評価</p> <p><暫定支給決定期間終了後></p> <p>暫定支給決定期間経過後、サービスを継続する場合には上記①～③を提出した上で障害福祉課にて本支給の手続きを行う必要がある。</p> <p>暫定支給決定期間経過後、サービスを継続しても改善（維持を含む）効果が見込まれないと判断された際の対応は、就労移行支援を参照。</p> <p><暫定支給決定が必要ない場合></p> <p>●就労移行支援を利用したが、一般企業に就職できなかった障害者が、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ暫定支給決定を要しない、と市町村が判断した場合。</p> <p>●就労継続支援A型を利用している障害者が、別の就労継続支援A型の利用を希望する場合に、前の就労継続支援A型から次に利用予定の就労継続支援A型にアセスメント情報が引き継がれており、かつ暫定支給決定を要しない、と市町村が判断した場合。</p>
その他注意点	<p>65歳以上で新規で利用をする場合は、65歳に到達する前5年間、引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。ただし、入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。</p>

(6) 就労継続支援B型

サービス内容	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に</p>
--------	---

	雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
支給量	原則の日数（当該月の日数－8日） ※1ヶ月の日数が31日の場合は23日／月、1ヶ月の日数が30日の月は22日／月で支給決定可能。
対象者	就労移行支援事業所等を利用したが一般企業等の雇用に結び付かない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待されるもの。具体的には次の様な者があげられる。 ①就労経験があつて年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。 ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であつて、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。 ④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。 (別紙「就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの取扱いについて」参照) ※平成27年4月以前に移行支援事業所を利用していた方（就労継続支援B型事業利用が適当であるかの判断がされていない場合）は、原則、移行支援事業所に通所していた際のアセスメントを求め、その結果より支給決定をする。
注意点	< 暫定支給について > 就労継続支援B型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等で、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を行う必要はない。 < 支給要件について > 例外はあるが、基本的には就労経験がある者が支給対象者。支給決定や体験を行う前に、要件を必ず確認する。

(7) 就労定着支援

サービス内容	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所（以下「企業等」という。）に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
対象者	就労移行支援等を利用した後、企業等に新たに雇用された障害者であつて、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した障害者。病気や障害により企業等を退職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であつて、就労を継続している期間（復職後の就労期間）が6ヶ月を経過した障害者も含む。

	<p>また就労を開始してから42ヶ月後まで利用可能であるため、就職後6ヶ月以上～42ヶ月未満の障害者が利用対象者となる（最大36ヶ月＝3年間利用可能）。</p> <p>※平成30年4月1日より前に就職した者についても支給対象者となる。ただし、支給可能となるのは平成30年4月1日からであり、支給終了が就職後42ヶ月という点は変わらない。</p> <p>※就労定着支援を利用中に離職し、その後1ヶ月以内に他の企業等に就職した場合であれば継続して利用可能（就労定着支援の利用中に1回限りの転職については認める）。</p>
支給決定期間のイメージ	<p>【ポイント】</p> <p>①就職して6ヶ月後から利用可能で、就職してから42ヶ月後まで利用可能。したがって、最大利用可能期間は36ヶ月＝3年となる。</p> <p>②就職して6ヶ月後から利用可能だが、その時点で利用せず後から利用したとしても、利用可能期間が後ろにずらされることはなく、就職後42ヶ月という点は変わらない。</p> <p>③月の途中で就職したら、その6ヶ月後から利用可能（月初からの利用にはならない）。期間は就職から42ヶ月後の月末まで利用可能。</p>
報酬に関する注意点	<p>p 194 指定就労定着支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1ヶ月に1回以上行わないで指定就労定着支援を行った場合は、就労定着支援サービス費は、算定しない。</p> <p>また、利用者が自立訓練（生活訓練）又は自立生活援助を受けている間は、就労定着支援サービス費は、算定しない。</p> <p>【指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項とは？】</p> <p>利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけではなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的に支援することが必要である。</p> <p>利用者を雇用する事業主に対しては、月1回以上の訪問による支援を努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があります。就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあることから、努力義務としたところである。しかしながら、就労定着支援においては、利用者を雇用する事業主に対して障害特性について理解を促し、特性に応じた適切な雇用管理のノウハウを付与するための支援を実施することも求められるため、障害非開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行うことが求められる。</p> <p>なお、利用者との対面による支援を月1回以上行わない場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。</p> <p>※令和3年度の改訂により、月1回以上の対面による支援ではなく、利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書（支援レポート）を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定できると変更</p>

(8) 自立生活援助

サービス内容	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。
対象者	<p>障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記サービス内容の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>①障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者。 ※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>②共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者。</p> <p>③精神科病院に入院していた精神障害者。</p> <p>④救護施設又は更生施設に入所していた障害者。</p> <p>⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者。</p> <p>⑥更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者。</p> <p>⑦現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。</p>
報酬に関する注意点	<p>指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、地域支援員による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1ヶ月に2日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、自立生活援助サービス費は、算定しない。</p> <p>【指定障害福祉サービス基準第206条の18とは？】</p> <p>① 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行えるよう、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、おおむね週1回以上、当該利用者の居宅を訪問し、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>② 指定自立生活援助事業者は、定期的な居宅への訪問により把握した利用者の状況等をもとに、当該利用者に必要な相談等の支援及び環境調整を行うべき旨を規定したものであ</p>

	<p>る。具体的には、利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関、地域住民等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>なお、利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等）を具体的に記録するものとする。</p> <p><自立生活援助サービス費Ⅰの算定について></p> <p>令和3年度の改訂により障害者支援施設や、精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して加算されるとなる。</p> <p>●「同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者」とは（令和3年度報酬改定等に関するQA 問51参照）</p> <p>例）・同居家族が長期に入院することとなった場合</p> <p>・同居家族から虐待を受けている場合</p> <p>等、急遽やむを得ず単身での生活を開始した者を想定しているが、利用者や家族の状況等を踏まえて、市町村において判断する。</p> <p>なお、利用者本人の希望により単身での生活を開始した場合には対象とはならない。</p>
--	--

(9) 共同生活援助（グループホーム）

<p>サービス内容</p>	<p>地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。</p> <p><介護サービス包括型></p> <p>グループホーム事業者が基本サービス（日常生活の援助）だけでなく、利用者の個々に応じた介護サービスも含め支援を行う（利用者の状況に応じて介護スタッフ（生活支援員）を配置する）。</p> <p><外部サービス利用型></p> <p>グループホーム事業者が基本サービス（日常生活の援助）は行うが、介護スタッフ（生活支援員）の配置は不要。グループホームが外部の居宅介護事業者と委託契約を締結し、連携すること等による介護サービスの提供を行う。委託可能なサービスは身体介護のみ。</p> <p><サテライト型></p> <p>入居定員は1名。グループホーム利用者の中でも、単身生活を望む人が入居する。入居してから原則として3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行う。</p> <p><日中サービス支援型></p> <p>常時の支援体制を確保し、昼夜を通じて共同生活援助のサービスが提供されるものであるが、当該利用者であっても、本人の意向等を勘案した上で日中活動に係る障害福祉サービスを併せて支給決定することが可能。</p>
---------------	---

支給量	<p><本入居></p> <p>原則の日数（当該月の日数）</p> <p>※1ヶ月の日数が31日の場合は31日／月、1ヶ月の日数が30日の月は30日／月で支給決定可能。</p> <p><体験利用></p> <p>年間50日 ※連続利用日数は30日まで</p>
対象者	<p>18歳以上の障害者を対象とする（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）。</p> <p>※外部サービス利用者で介護サービス対象者は支援区分2以上</p>
障害支援区分の注意点	<p>入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続を要しない（身体介護が必要な場合は障害支援区分が必要）。ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する障害者については、障害支援区分の認定手続を要する。</p>

5 地域相談支援事業の内容及び支給対象者

(1) 地域移行支援

サービス内容	<p>障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。</p>
対象者	<p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。</p> <p>①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所、入院をしている者。</p> <p>※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>②精神科病院に入院している精神障害者。</p> <p>※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p> <p>③救護施設又は更生施設に入所している障害者。</p> <p>④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障害者。</p> <p>※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービ</p>

	<p>スの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。</p> <p>⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者。</p>
--	---

(2) 地域定着支援

サービス内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	<p>①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。</p> <p>②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。</p> <p>なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</p> <p>※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外とする。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>

6 地域生活支援事業の内容及び支給対象者

(1) 移動支援事業 下記①および②の類型がある

①社会参加支援

サービス内容	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるよう、障害者等の移動を支援する（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出<u>以外</u>の外出であって、原則としてその日において用務を終えるものに限る。）。</p> <p>【サービス種類】（下記注意点参照）</p> <p>①身体介護を伴う移動支援事業</p> <p>②身体介護を伴わない移動支援事業</p> <p>【サービスの形態】</p> <p>① 個別支援型・・・障害者等に対するマンツーマンによる支援</p> <p>② グループ支援型・・・同一目的等で複数の障害者等への同時支援（2人まで）</p> <p>【利用可能な対象先および支援】</p> <p>①プール、コンサート、遊園地、ショッピング、お見舞い、理美容、図書館など。</p> <p>②補装具制度の判定会など。</p> <p>③<u>外出に伴う</u>居宅内でのサービス（更衣等の身支度）。</p>
--------	--

	<p>④在宅であれば、介護保険利用対象となっても利用可能。ただし、介護保険で利用できると考えられる、目的のある散歩や、買い物の同行など、介護保険サービスの利用が優先される。</p> <p>⑤利用者が1人で通えるようになるための、トレーニングを目的とする利用の場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。</p> <p>⑥介護者の疾病等やむを得ない理由により、通所が困難となった場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。</p> <p>【利用できない対象先および支援の範囲】</p> <p>① 通勤、通学、通所での利用。(通年かつ長期にわたるもの)</p> <p>②ヘルパーがサービスを行っていないと考えられる時間帯(ヘルパーが運転する車に利用者が乗って移動している間など)。</p> <p>③障害福祉、介護保険、児童福祉法等の各サービスにおいて、施設に入所した者は支給決定できない。(共同生活援助の利用者は利用可能)</p> <p>④医療機関に入院している場合の一時帰宅時の利用および、退院時の利用。</p> <p>⑤政治活動(選挙運動)、宗教活動(布教活動、勧誘)等に係る外出。</p> <p>⑥公的サービスを利用するのにふさわしくない場所への外出。 (パチンコ、競馬場、競輪場、その他公共の秩序に欠けると思われる場所)</p> <p>⑦原則として、居宅から出発し、居宅へ戻るサービスであり、学校や施設等を出発、到着の拠点としない。</p>
対象者	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の為の外出に移動の支援の必要があると市長が認めた児者。具体的には以下(1)及び(2)の全てに該当する児者。</p> <p>(1) 次の①～④のいずれかに該当する児者。</p> <p>①全身性障害児者 身体障害者手帳(肢体不自由)において両上肢及び両下肢全てに障害がある児者または、身体障害者手帳(移動機能障害)がある児者</p> <p>②知的障害児者 介護給付・訓練等給付サービスの対象者に準じる。</p> <p>③精神障害児者 介護給付・訓練等給付サービスの対象者に準じる。</p> <p>④視覚障害児者 身体障害者手帳(視覚障害)があるが、同行援護対象者に該当しない児者</p> <p>(2) 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護の支給決定を受けていない児者</p>
注意点	<p><「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の判断基準></p> <p>利用者のADLが介護を必要としているか否か、行動障害の有無、危険回避能力の状況等により判断し、市が支給決定する。</p> <p>(1) 全身性障害児者⇒「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>(2) その他障害児者⇒以下のいずれかの場合は「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>①地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「1.身体介護に関する領域」項目のいずれかが一部介助または全介助の場合。</p> <p>②地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「2.行動障害に関する領</p>

	<p>域」のいずれかが「有」の場合。</p> <p><その他確認しておくポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用中の交通費や入場券などは、ヘルパー分も含めて基本的に利用者負担と考えられる。食事代などは、あらかじめ契約の段階で事業者と利用者で取り決めを行うことが望ましい。 ●事情により片道の支援となる場合も、ヘルパーの復路についてあらかじめ確認をとられたい。
--	---

② 通学等支援

	<p>保護者の疾病、障害等により通学時の介助者がいない児童であって、他の送迎手段や付添いの支援が得られず、中長期的に通学等が出来ない児童へのヘルパーによる通学等の支援。原則、義務教育に基づく通学及び高等学校の通学、又は未就学児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援等へ、保護者1人では通所が困難な児童についての、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所等への通所を支援する。</p> <p>【サービス種類】</p> <p>下記のいずれか1つを支給決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体介護を伴う移動支援事業 ②身体介護を伴わない移動支援事業 ③乗降介助型移動支援事業 <p>※③は移動支援「通学等支援」に限る。「社会参加支援」においては利用不可。 また、原則未就学児の利用は不可。</p> <p>【サービスの形態】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個別支援型・・・障害者等に対するマンツーマンによる支援 ② グループ支援型・・・同一目的等で複数の障害者等への同時支援（2人まで） <p>【利用可能な対象先および支援の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①就学児：特別支援学校、特別支援学級への通学時の付添い又は乗降介助支援。 ②未就学児：医療的なケア等により保護者1人では通所が困難な児童についての、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所等への通所時の付き添い支援。 未就学児の通所等については、保護者の付添いが原則となるため、乗降介助型移動支援事業の利用は想定しない。 <p>③通学等に伴う居宅内でのサービス（更衣等の身支度）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④利用者が1人で通学できるようになるための、トレーニングを目的とする利用の場合で、市が認めた場合は最長3ヶ月の範囲で支給する。 ⑤特別支援学校、特別支援学級等への通学等支援を行っている介護者の疾病等やむを得ない理由により、一定期間通学が困難となった場合で、事由が解消されるまで支給する。
--	---

	<p>【利用できない対象先および支援の範囲】</p> <p>①ヘルパーがサービスを行っていないと考えられる時間帯（ヘルパーが運転する車に利用者が乗って移動している間など）は報酬算定の対象とならない。</p> <p>②学校内は学校スタッフでの対応となるため、報酬算定の対象とならない。</p> <p>③障害福祉、介護保険、児童福祉法等の各サービスにおいて、施設に入所した者は支給決定できない（共同生活援助の利用者は利用可能）。</p> <p>④放課後等デイサービス、日中一時支援事業所、短期入所事業所への利用。</p> <p>⑤余暇活動先（いわゆる寄り道をして帰宅すること）への利用。</p> <p>⑥介護者の風邪、用事などによる一時的な利用。</p>
対象者	<p>単独での通学又は通所ができず、他の送迎手段や付添いが得られないために中長期的に通学ができない児童で、支援する必要があると市長が認めた、高校3年生までの者。具体的には次の①～④のいずれかに該当する児童。</p> <p>①全身性障害 身体障害者手帳（肢体不自由）において両上肢及び両下肢全てに障害がある児童または、身体障害者手帳（移動機能障害）がある児童。</p> <p>②知的障害 介護給付・訓練等給付サービスの対象児童に準じる。</p> <p>③精神障害 介護給付・訓練等給付サービスの対象児童に準じる。</p> <p>④軽度の視覚障害 身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている児童。</p> <p>※行動援護、同行援護支給決定者についても、併給可。</p>
注意点	<p><「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の判断基準></p> <p>利用者のADLが介護を必要としているか否か、行動障害の有無、危険回避能力の状況等により判断し、市が支給決定する。</p> <p>(1) 全身性障害⇒「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>(2) その他障害⇒以下のいずれかの場合は「身体介護を伴う」で支給する。</p> <p>①地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「1.身体介護に関する領域」項目のいずれかが一部介助または全介助の場合。</p> <p>②地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて「2.行動障害に関する領域」のいずれかが「有」の場合。</p> <p><その他確認しておくポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用中の交通費は、ヘルパー分も含めて基本的に利用者負担と考えられる。あらかじめ契約の段階で事業者と利用者で取り決めを行うことが望ましい。 ●児童を学校等へ送り届けるまで（片道）が支援（報酬算定）の対象となる。ヘルパーのみで自宅等に戻る部分については報酬算定対象とならない。あらかじめ利用者、事業所間にて確認をとられたい。 ●対象児童の自立の妨げにならないよう、その成長に着目し、自力通学が可能かどうかを定期的に保護者、学校と検討すること。

(2) 日中一時支援事業

サービス内容	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。
支給量 (算出根拠)	標準的基準支給量・・・15日（3日×5週） 特例的基準支給量・・・23日（当該月の日数から8日を控除した日数） ※在宅障害者で他のサービスの利用が困難で、標準を超えた利用申込があり、市が必要と認めた場合にその日数を加算する。以下、例示。 ①日中活動系のサービスが利用できない状況である場合 ②介護者の疾病等によりレスパイトの必要性が高い場合
支給量についての 注意点	放課後等デイサービスと併給する場合には、放課後等デイサービスと日中一時支援の合計日数は31日までとする。
対象者	地域生活支援事業日常生活の状況聞き取りにおいて、家族の就労又は一時的な休息のため、日中において一時的な見守り等の支援が必要と見込まれる者。

(3) 訪問入浴サービス事業

サービス内容	障害者等のうち、ねたきり身体障害者（居宅においておおむね継続して6ヶ月以上ねたきりの状態である身体障害者）の健康の保持を図るため、居宅において入浴が困難なねたきり身体障害者に対し、その居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の支援を行う。
支給量(算出根拠)	10回（2回×5週）
対象者	以下のいずれにも該当する者。 ①日常生活全般において介護を要すること。 ②居宅において入浴が困難であること。 ③医師が入浴を可能と認めていること（市へ、診断書の提出は要しない）。 ④介護保険法の要介護者又は要支援者でないこと。

7 児童福祉法（障害児通所支援）の内容及び支給対象者

(1) 児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
支給量 (算出根拠)	標準的基準支給量・・・23日（当該月の日数から8日を控除した日数） ※医療型児童発達支援と併給する場合には、合計で23日。 特例的基準支給量・・・31日 ※標準を超える申請があった場合であって、市が必要と判断した場合。
対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。 ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。

(2) 医療型児童発達支援

サービス内容	児童発達支援及び治療を行う。
支給量 (算出根拠)	標準的基準支給量・・・23日（当該月の日数から8日を控除した日数） ※児童発達支援と併給する場合には、合計で23日。 特例的基準支給量・・・31日 ※標準を超える申請があった場合であって、市が必要と判断した場合。
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

(3) 放課後等デイサービス

サービス内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
支給量 (算出根拠)	標準的基準支給量・・・23日（当該月の日数から8日を控除した日数） 特例的基準支給量・・・28日 ※介護者の疾病等により、標準を超える申請があった場合であって、市が必要と判断した場合。
支給量についての 注意点	日中一時支援と併給する場合には、放課後等デイサービスと日中一時支援の合計日数は31日までとする。
対象者	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。 【学校教育法第1条とは？】 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
支給量 (算出根拠)	標準的基準支給量・・・23日（当該月の日数から8日を控除した日数）
対象者	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、 児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると 認められた障害児。 ※重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは次に掲げるものをいう。 ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合。 ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合。

(5) 保育所等訪問支援

サービス内容	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児 以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
支給量 (算出根拠)	標準的基準支給量・・・3日 (2週に1回程度を目安とする) 特例的基準支給量・・・5日 (週1回程度を目安とする) ※標準を超える申請があった場合であって、市が必要と判断した場合。
対象者	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児、または乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児。 <u>※原則、学齢児終了までを対象とする。</u> ※保育所、乳児院、その他の児童が集団生活を営む施設とは、保育所、幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他児童が集団生活を営む施設として市が認めた施設をいう。

8 支給決定期間

(1) 松戸市における障害支援区分認定期間の取扱い

区分の認定期間は、原則「審査会日～審査会で決定した期間」となる。

【例】

審査会：R3.4.12 実施、区分 3、期間が 36 ヶ月で決定した場合

サービス：R3.6 月から居宅介護を利用予定

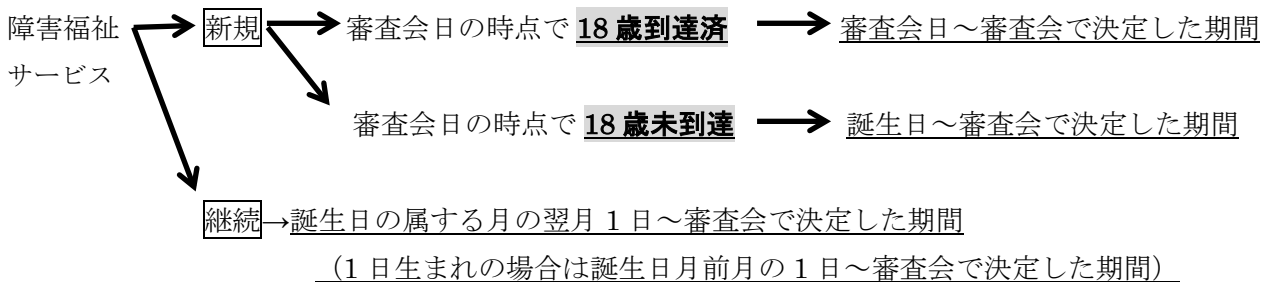


○区分期間 R3.4.12～R6.4.30

○居宅介護 R3.6.1～R4.4.30（支給決定終了日は 1 年目から区分の最終月に合わせる）

○計画相談 R3.5～R4.4（5 月プランニングの場合）

【18 歳到達時の特例】



(2) 児童のサービス支給期間取扱い

【通常】 誕生日の属する月の末日までの支給決定となる。(1 日生まれの場合は前月末)

サービス	支給期間
児童発達支援のみ	申請日～各誕生日の属する月の末日 (1 日生まれの場合は前月末日)
放課後等デイのみ	
放課後等デイと障害福祉サービス	
障害福祉サービスのみ	
児童発達支援と障害福祉サービス	

※注 多子軽減措置対象児は申請日～3 月末までとなる。

【特例】 児童通所支援の切替え等が必要となるため、下記の取扱いとする。

支給期間 サービス	小学校入学時 (年長の年)	高校卒業時 (児者切替の年)
障害児通所支援のみ	入学前の 3 月末までとする	卒業前の 3 月末までとする
障害福祉サービスのみ	上記【通常】と同じ	上記【通常】と同じ
上記両方受給	入学前の 3 月末までとする	障害児通所支援→卒業前の 3 月末までとする 障害福祉サービス→上記【通常】と同じ

(3) 介護給付サービス

障害支援区分の認定期間を踏まえた上で、最短1ヶ月から以下の期間の中で必要な期間を支給する。

サービス種別	支給決定期間
居宅介護	1年
重度訪問介護	
行動援護	
同行援護	
重度障害者等包括支援	
短期入所	
療養介護	3年
生活介護	
施設入所支援	

(4) 訓練等給付サービス

最短1ヶ月から以下の期間の中で必要な期間を支給する。

サービスの種類	支給決定期間		標準利用期間	標準利用期間 延長の場合
		暫定支給期間		
自立訓練（機能訓練）	1年	2ヶ月 ※左記の期間に含む。 ※本利用が認められれば、暫定期間終了後、自動的に本利用となる。	1年6ヶ月以内 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年	最長1年
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型自立訓練含む			2年以内 長期入院その他これに類する状態にある場合は3年	最長1年
就労移行支援			2年以内	
就労移行支援（養成施設）	1年		3年または5年以内	最長1年
就労継続支援（A型）	3年	2ヶ月 ※左記の期間に含む。 ※暫定期間終了時、必要書類を揃えた上で更新手続きが必要。	利用期間の制限なし	
就労継続支援（B型）	50歳以上⇒3年 50歳未満⇒1年			
就労定着支援	1年		就職6ヶ月後～就職42ヶ月後までの間利用可能	延長なし
自立生活援助	1年		1年	1年間 (更に更新可)
共同生活援助	3年 地域移行型ホームは2年		利用期間の制限なし	
共同生活援助（体験利用）	1年		連続30日以内かつ 年50日以内	

(5) 地域相談支援事業

以下の期間の中で必要な期間を支給する。

サービスの種類	標準利用期間	標準利用期間延長の場合
地域移行支援	6ヶ月	最長6ヵ月
地域定着支援	1年	最長1年

(6) 地域生活支援事業

以下の期間の中で必要な期間を支給する。

サービスの種類	支給決定期間	標準利用期間
移動支援事業	1年	利用期間の制限なし
日中一時支援事業		
訪問入浴サービス事業		

(7) 児童通所支援

以下の期間の中で必要な期間を支給する。

サービスの種類	支給決定期間	標準利用期間
児童発達支援	1年	就学する年の3月末までとする
医療型児童発達支援		
放課後等デイサービス		高校を卒業する年の3月末までとする ※市が認めた場合は20歳の誕生日まで延長可能
居宅訪問型児童発達支援		
保育所等訪問支援		原則として学齢期終了までとする

(8) 訓練等給付サービスにおける標準利用期間の考え方

サービスの実際の「利用期間」や事業所との「契約期間」ではなく、「支給決定期間」をベースとする。

利用者の意向に沿って支給決定を行うものであり、事業所の変更や入院等があり、サービスを利用しない期間があったとしても、利用者が「就職する」または「訓練する」と決めてから期限付きで目標を決めて動くサービスであることに基づいて支給決定をおこなう。

*転入時の考え方

利用者の居住地が変更された場合であっても、個別支援計画等に基づく訓練等の経過を踏まえた支給決定又はサービス提供を行うべきものである。この為、転入前の市町村への情報提供依頼を行い、転入までの利用期間を確認し、標準利用期間から当該利用期間を控除した期間で支給決定を行うことを原則とする。

*標準利用期間を延長する場合の取扱い

審査会の意見を確認し、市が必要と認めた場合に支給決定する。

標準利用期間を超えて利用する期間は1年の範囲内として個別に決定する。(原則1回限り。)単に全てのケースを1年で決定することはしない。

事業者は市へ事前に連絡をした上で、遅くとも支給決定期間が終了する1ヶ月前までに下記のものを提出する。

- ①アセスメント
 - ②延長することで就職が可能と見込まれる理由を明記したもの(評価票)
 - ③個別支援計画

就労移行支援事業における標準利用期間に係る具体例	
質問	回答
①P事業所を8ヶ月利用し、Q事業所へ変更する場合。	P, Qの利用期間に関わらず、支給決定を行った時点から2年間とする。
②P事業所を3ヶ月利用。体調を崩し就職を目指せなくなり、事業所との契約は終了したが、そのまま受給者証を持ってしまっていた。9ヶ月後、市より受給者の更新案内が届く。利用希望がない旨を連絡し、返還、廃止の手続きをとった。3ヶ月後、体調が良くなり再度就労移行を利用することとなった場合。	新規申請として取り扱う。 2年間の支給決定をおこなう。ただし、再度利用する前には障害福祉課へ相談が必要。
③P事業所を3ヶ月利用したが退所した。就職は希望しているので、受給者証は持ったまま、他施設を探し、8ヶ月後にQ事業所と契約した場合。	Q事業所を利用して13ヶ月後に2年が経過してしまいうため、その時点で標準利用期間は終了となる。

(9) 地域相談支援事業における標準利用期間を延長する場合の考え方

国の方針に準じ、下記の取扱いとする。

なお、いずれの扱いについても、市において十分な協議が必要な為、遅くとも支給決定期間が終了する1ヶ月前に市へ連絡をすること。

*地域移行支援

本事業は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、給付決定期間を6ヶ月間までとしている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新を可とする（原則1回）。この場合、**一律に6ヶ月を支給決定するものではなく、移行計画に沿って個別に期間を定める。**

*地域定着支援

対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、**1年間の範囲内で必要と認められる期間**について、更新が可能である（原則1回）。

9 各サービスの併給関係について

(1) 各サービスの併給関係一覧

国が示す事務処理要領に準じた上で、以下の取扱いとする。 (○併給可 △原則併給不可 ×併給不可)

サービス名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者包括支援	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援
居宅介護	△	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	△	×	○	○	○	○	○
重度訪問介護	△	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	△	○	△	×	○	×	○	○	○
同行援護	○	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○
行動援護	○	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○
重度障害者包括支援	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
療養介護	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
生活介護	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	△	○	○	○	○	○
短期入所	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	○	○	○	△	○	△	×	○	○	○	○	○
施設入所支援	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	×	△	×	×	×	○	×	×	×	×	×
機能訓練	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	△	○	○	○	○
生活訓練	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	△	○	○	○	○	○
宿泊型自立訓練	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
就労移行支援	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	△	○	○	○	○
就労継続A型	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	△	○	○	○	○	○
就労継続B型	○	○	○	○	×	×	○	○	△	○	○	○	×	×	×	○	○	△	○	○	○	○	○
就労定着支援	○	△	○	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×
自立生活援助	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○
共同生活援助	△	△	○	○	×	×	○	△	×	○	○	×	○	○	○	△	×	×	×	×	○	×	×
地域移行支援	×	×	×	×	×	○	△	×	○	△	△	×	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	△
地域定着支援	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	△	×	×	×	×	○	○	○
移動支援	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
訪問入浴	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○
日中一時支援	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	×	△	○	○	○	○

(2) 日中活動系サービスの併給関係

日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられるが、利用者の効果的な支援を行う上で市が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組み合わせて支給できるものとする。事業者は市へ事前に連絡をした上で、各事業所の個別支援計画を提出する。

※地域活動支援センターと日中活動サービスについては、原則併給はできない。やむを得ない事情がある場合によっては併給可能だが、その際同日利用はできない。

***併給にあたっては以下の組み合わせは原則支給できないものとする。**

【障害福祉サービス同士の場合】

①生活介護と就労継続A型又は就労移行支援

生活介護の利用者は、常時の介護、支援等を要するものであるとされており、一般就労又は雇用契約に基づく就労の利用は想定されないため、原則同時に利用することはできない。

②就労移行支援と就労継続支援A型又はB型

就労移行支援の利用者は、一般就労が可能と見込まれるものであり、就労継続支援の利用者は、就労移行支援等の利用を行ったが就労できなかった者であると想定されるため、同時に利用することは原則できない。(就労移行支援事業所において暫定支給決定期間を利用しアセスメントを実施する場合はその期間を除く)

③就労継続支援A型と就労継続支援B型

就労継続支援B型は、就労移行支援又は就労継続支援A型の利用等を踏まえて就労継続支援B型の利用が適用と評価された者であると想定されるため、雇用契約に基づく就労継続支援A型を同時に利用することは原則できない。

【障害福祉サービス以外のサービス等の場合】

①介護保険制度によるデイサービス等。

②就労（アルバイトを含む）をしている場合（原則）。

基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もおり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから、以下の要件を満たした場合は、個別対応として、日中活動サービスの支給決定を行うこととする。

ア. 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

イ. 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

***同日利用について**

複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、**同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできない**（宿泊型自立訓練を除く）。

地域生活支援事業の日中一時支援事業については、レスパイト目的を兼ねていることから、日中活動系サービスとの同日利用をすることも想定されるが、一人の利用者が**日中活動系サービスの利用後に同事業所で引き続き日中一時支援事業のサービス提供を受ける場合**は、その**必要性**や、**目的の違い**について、事前に市へ相談すること。

***支給量について**

複数の日中活動系サービスを利用する場合は、各サービスの**支給量の和**が原則の日数である「**当該月の日数－8日**」の**範囲内**となることに留意する。

（なお、便宜上、受給者証の支給量は各サービスともに「当該月の日数－8日」となっている）

(3) 共同生活援助（グループホーム）の特例

共同生活援助に入居する者は、入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできないが、以下に該当する場合であって、市が認めた場合は支給決定をおこなう。

*共同生活援助（グループホーム）の通院特例

入居者が慢性疾患等の障害者であって、医師の指示による定期的な通院を要し、個別支援計画に位置づけられている場合に限り、通院等介助や通院等乗降介助を利用することができる（月2回まで）。ただし、各ホームで対応ができないかよく検討をおこなうこと。

*共同生活援助において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例

（令和6年3月31日までの経過措置）

ホーム入居者の身体的介護については、基本的には共同生活援助にて支援されるべきものであるが、下記①および②いずれにも該当し、市が特に必要と認めた場合に限り、居宅介護または重度訪問介護の支給決定をおこなう。なお、支給量については、個別に判断する。

①対象者要件 以下のアまたはイに該当する者。

ア. 居宅介護または重度訪問介護が利用できる者の要件

重度訪問介護又は同行援護又は行動援護を介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分4以上に該当する者。

イ. 居宅介護（身体介護のみ）が利用できる者の要件

障害支援区分4以上であり、ホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられており、かつ、ホームでの居宅介護利用について市が必要と認めた者。

②その他要件

- ・ホームで対応できないか、他の代替案はないか、十分に検討する。
- ・単にホームの職員体制が整わない等の理由だけではなく、他の利用者の状況、事業所の従業員体制などを総合的に勘案すること。
- ・当該措置を利用している日については、共同生活援助サービス費減算（特例）して算定することになるので留意する。
- ・ホーム運営側が行うべき業務を居宅介護従業者が行うことのないようにする。

【例】 共有スペースの掃除など。

(4) 障害児通所支援の併給関係

* 児童発達支援と医療型児童発達支援の併給

肢体不自由のある児童であって、療育と治療の両方を受けることについて、市が必要と認めた場合は併給可能。

* 児童発達支援または放課後等デイサービスと保育所等訪問支援の併給

併給可能。

* 児童発達支援または放課後等デイサービスと居宅訪問型児童発達支援の併給

居宅訪問型児童発達支援は、外出が困難な児童に対して支給されるものであるため、通所型サービスとの併給不可。ただし、居宅訪問型から通所型へ移行する場合で、市が必要と認めた場合は期間を決めた上で併給可能。

* 同日利用について

児童通所支援に係る報酬は一日単位で算定されることから、**同一日に複数のサービスを利用することはできない**ので留意すること。

地域生活支援事業の日中一時支援事業については、レスパイト目的を兼ねていることから、同日利用をすることが想定される為、利用可能。

(5) 介護保険制度利用者の居宅介護等サービスの上乗せ利用

介護保険制度利用者の中で、介護だけでは単位数が足りず、障害の居宅介護等サービス等も併用して利用したい場合、下記①～③のいずれかに該当すれば利用可能となる場合がある。ただし、身体介護、重度訪問介護に限る（介護のケアマネージャーから障害福祉課への事前相談が必要）。

①要介護度が要介護5かつ両上下肢全廃。

②行動援護対象者（支給決定の有無は問わない）かつ障害支援区分4以上。

③介護保険制度を利用前から重度訪問介護を利用していた方かつ障害支援区分4以上。

ただしこの場合は重度訪問介護のみが利用可能となる（身体介護は対象外）。

(6) その他

①入院中については、各サービスの利用は原則としてできない（共同生活援助の体験利用および地域移行支援事業・重度訪問介護・行動援護は除く）。

②入所中（障害者総合支援法の施設入所支援または療養介護の利用者、介護保険制度または児童福祉法における各入所施設利用者）の者は、原則として在宅のサービスを受けることはできない。入所中に一時帰宅する場合については、通常受け入れ体制が確保させているものとするが、市が特に必要と認めた場合は国の事務処理要領に準じ、個別に対応をする。

第3章 資料編（各種調査票等内容）

1 重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票

行動関連項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 日常生活に支障がない			<input type="checkbox"/> 特定の者	<input type="checkbox"/> 会話以外の方法	<input type="checkbox"/> 独自の方法	<input type="checkbox"/> コミュニケーションできない
説明の理解	<input type="checkbox"/> 理解できる			<input type="checkbox"/> 理解できない		<input type="checkbox"/> 理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
異食行動	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
多動・行動停止	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不安定な行動	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
自らを傷つける行為	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
他人を傷つける行為	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不適切な行為	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
突発的な行動	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
過食・反すう等	<input type="checkbox"/> 支援が不要	<input type="checkbox"/> 希に支援が必要	<input type="checkbox"/> 月に1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上の支援が必要		<input type="checkbox"/> ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
てんかん	<input type="checkbox"/> 年1回以上			<input type="checkbox"/> 月に1回以上		<input type="checkbox"/> 週1回以上	

2 障害児の調査項目（5領域 11項目）

（別紙）

乳幼児等サポート調査・給付決定時調査 調査票 【児童発達支援及び医療型児童発達支援】

調査対象児童氏名		調査日時	
年齢(調査日時時点)	歳		
調査票記入者氏名			
(所属)			

【調査実施者の方へ】

- 別紙の「乳幼児等サポート調査留意事項」に沿って、各調査項目の「サポート調査判定結果欄」に✓をつけ、「サポート加算対象の判定」に、調査対象児童の年齢に応じた要件に該当する場合は✓をつけてください。
- その調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、「給付決定時調査判定結果欄」に✓をつけてください。

調査項目	サポート調査判定結果欄		
	介助なし	一部介助	全介助
① 食事			
② 排泄			
③ 入浴			
④ 移動			
⑤ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動	なし	週1回以上	ほぼ毎日
⑤ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動			
⑥ 睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動(多飲及び過飲を含む。)			
⑦ 自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為			
⑧ 気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態			
⑨ 反復的行動(再三の手洗い又は繰り返し確認を含む)			
⑩ 対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり			
⑪ 読み書きが困難な状態(学習障害によるものを含む。)			

給付決定時調査判定結果欄		
介助なし	一部介助	全介助
なし	週1回以上	ほぼ毎日

通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。

個別サポート加算（I）の対象の判定	
○ 3歳未満の場合:サポート調査判定結果で①～④のうち、2以上が全介助又は一部介助となる。	
○ 3歳以上の場合:サポート調査判定結果で①～④の1以上が「全介助」又は「一部介助」で、かつ、⑤～⑪の1以上が「ほぼ毎日」又は「週1回以上」になる。	

3 同行援護アセスメント調査票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

(視力確認表: A4版)



4 地域生活支援事業における日常生活の状況 聞き取り票（児者共通）

1.身体介護に関する領域

氏名 _____

	項目	区分	状 況
1	衣服着脱	自立・一部介助・全介助	
2	食事行為	自立・一部介助・全介助	
3	排泄行為	自立・一部介助・全介助	
4	入浴行為	自立・一部介助・全介助	
5	歩行	自立・一部介助・全介助	

2.行動障害に関する領域

	項目	有・無	頻度・内容等
1	パニックや不安定な行動	有・無	
2	飛び出しや多動等、突発的な行為	有・無	
3	強いこだわり（時間,道順,匂い,収集癖,常同行動）	有・無	
4	暴力行為	有・無	
5	自傷行為	有・無	
6	危険回避能力の欠如	有・無	

3.援助の必要性の有無

	項目	できる・できない	状 況
1	目的地までの切符を買う	できる・できない	
2	駅名表示、案内板を確認する	できる・できない	
3	正しい交通機関を選んで乗る	できる・できない	
4	交通信号の確認をする	できる・できない	
5	買い物の際の金銭授受	できる・できない	
6	連絡先の住所、電話番号を言う（書く）	できる・できない	
7	その他	できる・できない	（内容）

第4章 その他の付記事項

* 基準の変更

本支給決定基準は、恒久的・固定的なものではなく、その変更については、国の制度改正・支給実績等の状況を勘案して、必要に応じて行うものとする。

* 出典等

1. 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（令和5年4月）
2. 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和5年4月）
3. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日）
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】
5. 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）新旧対照表
6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】
7. 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）新旧対照表
8. 障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について（平成21年7月10日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
9. 厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）

* 制定・変更

- ・ 基準制定 平成18年10月1日
- ・ 変更 平成19年10月1日
- ・ 変更 平成21年4月1日
- ・ 変更 平成22年4月1日
- ・ 変更 平成24年4月1日
- ・ 変更 平成25年10月1日
- ・ 変更 平成27年12月1日
- ・ 変更 平成28年4月1日
- ・ 変更 平成30年3月1日
- ・ 変更 平成30年4月1日
- ・ 変更 令和3年4月1日
- ・ 変更 令和5年4月1日